

事故の報告体制

事故防止のため、飛行経路、作業員の配置、障害物等を書き込んだほ場地図の作成や連続作業時間の管理など安全対策を徹底するとともに、万が一事故が発生した場合には速やかに報告する。

(1) 事故の報告範囲

ア 人身事故

人の死亡、負傷等(操作中のオペレーターの転倒等の軽微な自損事故を除く。)

イ 重大な物損事故

家屋、倉庫等の建物の損壊又は延焼

ウ 物損事故

架線、電柱、立木等への接触事故(機体の横転等の軽微な機体の損傷事故を除く。)

エ 墜落事故

操作中の水田、道路等への墜落による自損事故

オ 農薬事故

操作中のドリフト、農薬流出等の農薬事故

カ その他

学校、病院等の公共施設の敷地内への不時着事例、操作中の機体が行方不明になった事例等、社会的影響等を勘案して対応が必要と考えられる事例

(2) 事故発生時の報告先

事故等が発生した場合、下記に連絡願います。

緊急連絡先	電話番号	FAX 番号	担当者名
青森県産業用無人ヘリコプター協議会 (公益社団法人青森県植物防疫協会内)	017-775-1164	017-775-1134	小原 致平
北東北スカイテック (株)	0172-40-0530	0172-62-3040	三上 学
ヤンマーヘリ&アグリ (株)	0197-44-4915	0197-44-4915	高橋 清博
東北電力 (株)	別掲の資料のとおり		
NTT (株)			

※1 空中散布の際の農薬のドリフト、流出等の事故は、これまで通り最寄りの地域農林水産部普及振興室及び上記連絡先まで報告ください。

※2 県内における事故(人身、物損、機体紛失、航空機との接触もしくは近接事案)の報告先は下記にまで報告ください。

東京空港事務所(24時間対応) 電話: 050-3198-2870

2 農薬による蜜蜂への危害防止対策について

別掲「無人航空機での空中散布における留意事項等について」をご覧ください。